

令和2年10月6日

各都道府県産婦人科医会会長 殿

公益社団法人日本産婦人科医会  
会 長 木下 勝之

母子保健法施行規則の一部を改正する省令の公布及び  
母子健康手帳の記載事項の取扱い等について

平素から本会の運営にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて今般、標記内容について、厚生労働省健康局健康課および子ども家庭局家庭福祉課および母子保健課より周知依頼があり、令和2年9月30日付けで関係自治体宛（資料1）および本会を含めて関係11団体宛（資料2）に発出されています。

本年10月1日に予防接種法施行令の一部を改正する政令が施行されることにより、ロタウイルス感染症が定期の予防接種の対象疾病となり、母子保健法施行規則に規定する母子健康手帳の様式の一部について改正することとなりました。

<改正の概要（令和2年10月1日より）>

- ・母子健康手帳の1歳6か月児、3歳児、6歳児健診の予防接種の欄、および予防接種の記録欄にロタウイルス感染症に係る予防接種を追加、予防接種の記録欄にメーカーを記載しているところを、メーカー又は製剤名を記載するように改正します。
- ・母子健康手帳の育児休業期間の記入欄について、父親並びに母親の育児休業期間を記載する欄をそれぞれ設けます。
- ・既に交付している母子健康手帳については、当分の間、これを取り繕って使用可能とします。
- ・妊産婦や乳幼児のいる家庭に対して、ロタウイルス感染症に係る予防接種の定期接種化についての情報提供に努めてください。

上記概要につきまして、会員の先生方にご案内頂き、詳細は添付資料をご確認いただきまして、地域行政機関と連携しながら、母子とその家族に対する支援体制のさらなる充実を図っていただきますよう、よろしくお願いたします。

【通知等一覧】

（資料1）（自治体宛）「母子保健施行規則の一部を改正する省令の公布及び母子健康手帳の記載事項の取扱い等について」

（令和2年9月30日付け厚生労働省健康局健康課、子ども家庭局母子保健課課長通知）

（資料2）（関係団体宛）「母子保健施行規則の一部を改正する省令の公布及び母子健康手帳の記載事項の取扱い等について」

（令和2年9月30日付け厚生労働省健康局健康課、子ども家庭局母子保健課課長通知）